



国自旅第 5 号の2
平成14年4月5日

社団法人 全国個人タクシー協会
会長 本間 嗣治 殿

国土交通省
自動車交通局旅客課長



運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について

平成14年2月1日からの改正道路運送法の施行に伴い、個人タクシー事業者が運転免許取消処分を受けた場合の行政処分の取扱い等について、別添のとおり各地方運輸局自動車(第一)部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会においてもその旨を了知されるとともに傘下会員に対して周知徹底を図られたい。



国自旅 第 5 号
平成14年 4月 5日
一部改正 令和元年 7月26日
一部改正 令和4年 3月30日

各地方運輸局自動車(第一)部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局旅客課長

運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について

平成14年2月1日から改正道路運送法が施行されたところであるが、個人タクシー事業者が運転免許取消処分を受けた場合の行政処分等については、下記のとおりとするので遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、社団法人全国個人タクシー協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 道路交通法の違反行為により運転免許の取消処分を受けた場合

都道府県警察からの通知により、第二種運転免許の取消処分の事実が判明した場合には、次のとおり取り扱うこととする。

- (1) 道路運送法(以下「法」という。)第86条第1項に基づく許可(平成14年1月31日までの免許及び譲渡譲受又は相続の認可を含む。以下同じ。)に付した条件(以下「許可条件」という。)が、「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)の申請に対する処分に関する処理方針(平成13年9月12日付け国自旅第78号)」記Ⅱ. 2. の条件(以下「新条件」という。)である事業者

法第40条第1号に該当するものとして、速やかに許可の取消処分の手続を行う。この場合、運転免許の取消処分に係る都道府県警察からの通知を受け、当該事業者あてに聴聞の実施通知文書を発送することとし、聴聞の際には都道府県警察が交付した当該運転免許の取消処分に係る処分書を持参させるものとする。

(2) 許可条件が新条件でない事業者（新条件への変更手続が未了の事業者）

運転免許の取消処分に係る都道府県警察からの通知を受け、当該事業者を呼び出し、監査を実施し、当該運転免許の取消処分の原因となった行為等に関し、道路運送法令違反が認められた場合には、所要の行政処分手続を行うものとする。なお、当該事業者については、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可期限の更新等の取扱いについて（平成13年11月15日付け国自旅第107号）」記I. 2. (3)③に基づき、現に付されている期限の更新は行わない。

2. 上記1. のほか許可条件に違反した場合

- (1) 違反した許可条件が、「〇〇でなければならない」、「△△すること」等であって、「〇〇でなくなった（△△しなかった）場合には許可を取り消すものであること。」までの記述がなされていないものである場合には、別紙1により取り扱うものとする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、「一定の時期までに運輸開始（事業開始）をすること。」との条件に違反した場合には、法第16条第2項に基づく業務の確保命令を発動することとし、さらに特段の理由がないにもかかわらず当該命令に従わない場合には、法第40条第1号に該当するものとして、許可の取消処分の手続を行うものとする。

3. 許可に付した期限が満了した場合等

- (1) 法第86条第1項に基づき許可に付した期限について、その更新申請がなされずに当該期限が満了した場合（許可条件により当該期限の更新を行わないとされている場合及び上記1. (2)なお書きの場合を含む。）には、当該事業者の許可の効力が失われることとなるため、当該事業者に対して速やかに別紙2の通知書を送付するものとする。なお、この場合において、当該期限が満了した者の居所が不明であるときは、当該通知書を公示するものとする。
- (2) 個人タクシー事業者が死亡した場合には、当該事業者（以下「死亡事業者」という。）の許可の効力は失われることとなるが、この場合においては、法第37条の事業の相続の認可申請がなされた場合を除き、死亡事業者の相続人又は同居人等が法施行規則第66条第1項第3号に基づく届出を行う必要がある。なお、死亡事業者が譲渡譲受認可申請中である場合には、当該譲渡譲受認可申請事案は却下処分となるが、死亡後60日以内に死亡事業者の相続人のいずれかの者が代表して当該譲渡譲受認可申請の継続に同意する旨の書面が提出された場合に限っては、事業の相続に係る手続を省略し当該譲渡譲受認可申請が継続しているものとみなすこととする。ただし、代表者からの譲渡譲受認可申請の継続に同意する旨の書面の提出後、可能な限り早期に死亡事業者の相続人全員から譲渡譲受認可申請の継続に同意する旨の書

面を提出させることとする。

また、死亡事業者の生前に譲渡譲受認可申請がなされず、死亡後60日以内に死亡事業者の相続人のいずれかの者が代表して譲渡譲受認可申請を行うことに同意する旨の書面とともに同申請が行われた場合には、事業の相続に係る手続きを省略し、当該申請にかかる審査を行うこととする。ただし、同申請後、可能な限り早期に死亡事業者の相続人全員から譲渡譲受認可申請を行うことに同意する旨の書面を提出させることとする。

附則（令和元年7月26日国自旅第108号）

改正後の通達は、令和元年8月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則（令和4年3月30日国自旅第574号）

改正後の通達は、令和4年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

許可条件に違反した場合の行政処分の取扱い

（「許可を取り消すものであること」又は「許可を取り消すことがあること」とされている条件違反を除く。）

個人タクシー事業者について、許可条件の違反（「許可を取り消すものであること」又は「許可を取り消すことがあること」とされている条件違反を除く。）が認められた場合の行政処分の取扱いは、下記のとおりとする。なお、新条件への変更手続が未了の事業者については、現に付されている許可条件について適用する。

記

1. 違反した条件項目について、タクシー業務適正化特別措置法又は旅客自動車運送事業運輸規則に相当する規定がある次表の「条件違反を適用しない場合」欄については、当該相当する規定に違反した場合の「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第60号、国自旅第128号、国自整第54号。以下、「行政処分基準」という。）に定める処分日車数を適用する。
2. 違反した条件項目が、上記1以外の場合には、次表の「条件違反を適用する場合」欄に掲げる処分日車数を適用する。なお、条件違反が複数ある場合においても処分日車数は合算しない。

許可条件項目	1. 条件違反を適用しない場合		2. 条件違反を適用する場合
	タク特法違反を適用(指定地域のみ)	運輸規則違反を適用	
使用する事業用自動車は1両であり、他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならないこと。	※ (タク特法第3条)	—	※ (タク特法指定地域は適用しない)
患者輸送等の特殊な需要に特化した運送のみを行うものでないこと。	—	—	※
事業用自動車の両側面に見やすいように「個人タクシー」と表示すること。	—	—	※
月に2日以上以上の定期休日を定めること。	—	—	※
地方運輸局長等が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、別の事情がない限りこれに応じること。	—	—	※
営業中は運転日報を携行しこれに記入を行い、1年間は保存すること。	—	※ (運輸規則第25条)	—
氏名等の記載とともに写真を貼付した事業者乗務証を車内に掲示すること。	※ (タク特法第46条)	—	※ (タク特法指定地域は適用しない)
年齢が満65歳に達した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた適性診断を受診すること。	—	※ (運輸規則第38条)	—

※行政処分基準に定める処分日車数を適用する。

個人タクシー事業の許可の効力が失われたことに係る通知書

○ ○ ○ ○ 殿

貴殿に対する下記の一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可については、平成（令和） 年 月 日をもって当該許可に付された期限が満了し、その効力が失われたので通知する。

記

1. 許可（認可）年月日
2. 許可（認可）番号
3. その他必要事項

令和 年 月 日

○○運輸局長（沖縄総合事務局長） ○ ○ ○ ○

○運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について（平成14年4月5日付け国自旅第5号）

改 正	現 行
<p style="text-align: right;">国 自 旅 第 5 号 平成14年 4月 5日 一部改正 令和元年 7月26日 <u>一部改正 令和4年 3月30日</u></p> <p>各地方運輸局自動車(第一)部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局旅客課長</p> <p style="text-align: center;">運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について</p> <p>平成14年2月1日から改正道路運送法が施行されたところであるが、個人タクシー事業者が運転免許取消処分を受けた場合の行政処分等については、下記のとおりとするので遺漏のないよう取り扱われたい。 なお、本件については、社団法人全国個人タクシー協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 道路交通法の違反行為により運転免許の取消処分を受けた場合 都道府県警察からの通知により、第二種運転免許の取消処分の事実が判明した場合には、次のとおり取り扱うこととする。 (1) 道路運送法（以下「法」という。）第86条第1項に基づく許可（平成14年1月31日までの免許及び譲渡譲受又は相続の認可を含む。以下同じ。）に付した条件（以下「許可条件」という。）が、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する処分に関する処理方針（平成13年9月12日付け国自旅第78号）」記Ⅱ. 2. の条件（以下「新条件」という。）である事業者 法第40条第1号に該当するものとして、速やかに許可の取消処分の手続を行う。この場合、運転免許の取消処分に係る都道府県警察からの通知を受け、当該事業者あてに聴聞の実施通知文書を発送することとし、聴聞の際には都道府県警察が交付した当該運転免許の取消処分に係る処分書を持参させるものとする。</p>	<p style="text-align: right;">国 自 旅 第 5 号 平成14年 4月 5日 一部改正 令和元年 7月26日</p> <p>各地方運輸局自動車(第一)部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局旅客課長</p> <p style="text-align: center;">運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について</p> <p>平成14年2月1日から改正道路運送法が施行されたところであるが、個人タクシー事業者が運転免許取消処分を受けた場合の行政処分等については、下記のとおりとするので遺漏のないよう取り扱われたい。 なお、本件については、社団法人全国個人タクシー協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 道路交通法の違反行為により運転免許の取消処分を受けた場合 都道府県警察からの通知により、第二種運転免許の取消処分の事実が判明した場合には、次のとおり取り扱うこととする。 (1) 道路運送法（以下「法」という。）第86条第1項に基づく許可（平成14年1月31日までの免許及び譲渡譲受又は相続の認可を含む。以下同じ。）に付した条件（以下「許可条件」という。）が、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する処分に関する処理方針（平成13年9月12日付け国自旅第78号）」記Ⅱ. 2. の条件（以下「新条件」という。）である事業者 法第40条第1号に該当するものとして、速やかに許可の取消処分の手続を行う。この場合、運転免許の取消処分に係る都道府県警察からの通知を受け、当該事業者あてに聴聞の実施通知文書を発送することとし、聴聞の際には都道府県警察が交付した当該運転免許の取消処分に係る処分書を持参させるものとする。</p>

(2) 許可条件が新条件でない事業者（新条件への変更手続が未了の事業者）
 運転免許の取消処分に係る都道府県警察からの通知を受け、当該事業者を呼び出し、監査を実施し、当該運転免許の取消処分の原因となった行為等に関し、道路運送法令違反が認められた場合には、所要の行政処分手続を行うものとする。なお、当該事業者については、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可期限の更新等の取扱いについて（平成13年11月15日付け国自旅第107号）」記I. 2. (3)③に基づき、現に付されている期限の更新は行わない。

2. 上記1. のほか許可条件に違反した場合

- (1) 違反した許可条件が、「〇〇でなければならない」、「△△すること」等であって、「〇〇でなくなった（△△しなかった）場合には許可を取り消すものであること。」までの記述がなされていないものである場合には、別紙1により取り扱うものとする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、「一定の時期までに運輸開始（事業開始）をすること。」との条件に違反した場合には、法第16条第2項に基づく業務の確保命令を発動することとし、さらに特段の理由がないにもかかわらず当該命令に従わない場合には、法第40条第1号に該当するものとして、許可の取消処分の手続を行うものとする。

3. 許可に付した期限が満了した場合等

- (1) 法第86条第1項に基づき許可に付した期限について、その更新申請がなされずに当該期限が満了した場合（許可条件により当該期限の更新を行わないとされている場合及び上記1. (2)なお書きの場合を含む。）には、当該事業者の許可の効力が失われることとなるため、当該事業者に対して速やかに別紙2の通知書を送付するものとする。なお、この場合において、当該期限が満了した者の居所が不明であるときは、当該通知書を公示するものとする。
- (2) 個人タクシー事業者が死亡した場合には、当該事業者（以下「死亡事業者」という。）の許可の効力は失われることとなるが、この場合においては、法第37条の事業の相続の認可申請がなされた場合を除き、死亡事業者の相続人又は同居人等が法施行規則第66条第1項第3号に基づく届出を行う必要がある。なお、死亡事業者が譲渡譲受認可申請中である場合には、当該譲渡譲受認可申請事案は却下処分となるが、死亡後60日以内に死亡事業者の相続人のいずれかの者が代表して当該譲渡譲受認可申請の継続に同意する旨の書面が提出された場合に限っては、事業の相続に係る手続を省略し当該譲渡譲受認可申請が継続しているものとみなすこととする。ただし、代表者からの譲渡譲受認可申請の継続に同意する旨の書面の提出後、可能な限り早期に死亡事業者の相続人全員から譲渡譲受認可申請の継続に同意する旨の書面を提出させることとする。

また、死亡事業者の生前に譲渡譲受認可申請がなされず、死亡後60日以内に死亡事業者の相続人のいずれかの者が代表して譲渡譲受認可申請を行うことに同意する旨の書面とともに同申請が行われた場合には、事業の相続に係る手続きを省

(2) 許可条件が新条件でない事業者（新条件への変更手続が未了の事業者）
 運転免許の取消処分に係る都道府県警察からの通知を受け、当該事業者を呼び出し、監査を実施し、当該運転免許の取消処分の原因となった行為等に関し、道路運送法令違反が認められた場合には、所要の行政処分手続を行うものとする。なお、当該事業者については、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可期限の更新等の取扱いについて（平成13年11月15日付け国自旅第107号）」記I. 2. (3)③に基づき、現に付されている期限の更新は行わない。

2. 上記1. のほか許可条件に違反した場合

- (1) 違反した許可条件が、「〇〇でなければならない」、「△△すること」等であって、「〇〇でなくなった（△△しなかった）場合には許可を取り消すものであること。」までの記述がなされていないものである場合には、別紙1により取り扱うものとする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、「一定の時期までに運輸開始（事業開始）をすること。」との条件に違反した場合には、法第16条第2項に基づく業務の確保命令を発動することとし、さらに特段の理由がないにもかかわらず当該命令に従わない場合には、法第40条第1号に該当するものとして、許可の取消処分の手続を行うものとする。

3. 許可に付した期限が満了した場合等

- (1) 法第86条第1項に基づき許可に付した期限について、その更新申請がなされずに当該期限が満了した場合（許可条件により当該期限の更新を行わないとされている場合及び上記1. (2)なお書きの場合を含む。）には、当該事業者の許可の効力が失われることとなるため、当該事業者に対して速やかに別紙2の通知書を送付するものとする。なお、この場合において、当該期限が満了した者の居所が不明であるときは、当該通知書を公示するものとする。
- (2) 個人タクシー事業者が死亡した場合には、当該事業者（以下「死亡事業者」という。）の許可の効力は失われることとなるが、この場合においては、法第37条の事業の相続の認可申請がなされた場合を除き、死亡事業者の相続人又は同居人等が道路運送法施行規則第66条第1項第3号に基づく届出を行う必要がある。なお、死亡事業者が譲渡譲受認可申請中である場合には、当該譲渡譲受認可申請事案は却下処分となるが、死亡後60日以内に死亡事業者の相続人全員が当該譲渡譲受認可申請の継続に同意する旨の書面が提出された場合に限っては、事業の相続に係る手続を省略し当該譲渡譲受認可申請が継続しているものとみなすこととする。

また、死亡事業者の生前に譲渡譲受認可申請がなされず、死亡後60日以内に死亡事業者の相続人全員が譲渡譲受認可申請を行うことに同意する旨の書面とともに同申請が行われた場合には、事業の相続に係る手続きを省略し、当該申請に

<p>略し、当該申請にかかる審査を行うこととする。<u>ただし、同申請後、可能な限り早期に死亡事業者の相続人全員から譲渡譲受認可申請を行うことに同意する旨の書面を提出させることとする。</u></p> <p>附則（令和元年7月26日国自旅第108号） 改正後の通達は、令和元年8月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。</p> <p><u>附則（令和4年3月30日国自旅第574号）</u> <u>改正後の通達は、令和4年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。</u></p>	<p>かかる審査を行うこととする。</p> <p>附則（令和元年7月26日国自旅第108号） 改正後の通達は、令和元年8月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。</p>
--	--

<p>（別紙1） （略）</p>	<p>（別紙1） （略）</p>
------------------	------------------

<p>（別紙2） （略）</p>	<p>（別紙2） （略）</p>
------------------	------------------

○運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について（平成14年4月5日付け国自旅第5号）

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">国 自 旅 第 5 号 平成14年 4月 5日 <u>一部改正 令和元年 7月26日</u></p> <p>各地方運輸局自動車(第一)部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局旅客課長</p> <p style="text-align: center;">運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について</p> <p>平成14年2月1日から改正道路運送法が施行されたところであるが、個人タクシー事業者が運転免許取消処分を受けた場合の行政処分等については、下記のとおりとするので遺漏のないよう取り扱われたい。 なお、本件については、社団法人全国個人タクシー協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 道路交通法の違反行為により運転免許の取消処分を受けた場合 都道府県警察からの通知により、第二種運転免許の取消処分の事実が判明した場合には、次のとおり取り扱うこととする。 (1) 道路運送法（以下「法」という。）第86条第1項に基づく許可（平成14年1月31日までの免許及び譲渡譲受又は相続の認可を含む。以下同じ。）に付した条件（以下「許可条件」という。）が、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する処分に関する処理方針（平成13年9月12日付け国自旅第78号）」記Ⅱ. 2. の条件（以下「新条件」という。）である事業者 法第40条第1号に該当するものとして、速やかに許可の取消処分の手続を行う。この場合、運転免許の取消処分に係る都道府県警察からの通知を受け、当該事業者あてに聴聞の実施通知文書を発送することとし、聴聞の際には都道府県警察が交付した当該運転免許の取消処分に係る処分書を持参させるものとする。 (2) 許可条件が新条件でない事業者（新条件への変更手続が未了の事業者）</p>	<p style="text-align: center;">国 自 旅 第 5 号 平成14年 4月 5日</p> <p>各地方運輸局自動車(第一)部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局旅客課長</p> <p style="text-align: center;">運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について</p> <p>平成14年2月1日から改正道路運送法が施行されたところであるが、個人タクシー事業者が運転免許取消処分を受けた場合の行政処分等については、下記のとおりとするので遺漏のないよう取り扱われたい。 なお、本件については、社団法人全国個人タクシー協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 道路交通法の違反行為により運転免許の取消処分を受けた場合 都道府県警察からの通知により、第二種運転免許の取消処分の事実が判明した場合には、次のとおり取り扱うこととする。 (1) 道路運送法（以下「法」という。）第86条第1項に基づく許可（平成14年1月31日までの免許及び譲渡譲受又は相続の認可を含む。以下同じ。）に付した条件（以下「許可条件」という。）が、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する処分に関する処理方針（平成13年9月12日付け国自旅第78号）」記Ⅱ. 2. の条件（以下「新条件」という。）である事業者 法第40条第1号に該当するものとして、速やかに許可の取消処分の手続を行う。この場合、運転免許の取消処分に係る都道府県警察からの通知を受け、当該事業者あてに聴聞の実施通知文書を発送することとし、聴聞の際には都道府県警察が交付した当該運転免許の取消処分に係る処分書を持参させるものとする。 (2) 許可条件が新条件でない事業者（新条件への変更手続が未了の事業者）</p>

運転免許の取消処分に係る都道府県警察からの通知を受け、当該事業者を呼び出し、監査を実施し、当該運転免許の取消処分の原因となった行為等に関し、道路運送法令違反が認められた場合には、所要の行政処分手続を行うものとする。なお、当該事業者については、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可期限の更新等の取扱いについて（平成13年11月15日付け国自旅第107号）」記I. 2. (3)③に基づき、現に付されている期限の更新は行わない。

2. 上記1. のほか許可条件に違反した場合

- (1) 違反した許可条件が、「〇〇でなければならない」、「△△すること」等であって、「〇〇でなくなった（△△しなかった）場合には許可を取り消すものであること。」までの記述がなされていないものである場合には、別紙1により取り扱うものとする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、「一定の時期までに運輸開始（事業開始）をすること。」との条件に違反した場合には、法第16条第2項に基づく業務の確保命令を発動することとし、さらに特段の理由がないにもかかわらず当該命令に従わない場合には、法第40条第1号に該当するものとして、許可の取消処分の手続を行うものとする。

3. 許可に付した期限が満了した場合等

- (1) 法第86条第1項に基づき許可に付した期限について、その更新申請がなされずに当該期限が満了した場合（許可条件により当該期限の更新を行わないとされている場合及び上記1. (2)なお書きの場合を含む。）には、当該事業者の許可の効力が失われることとなるため、当該事業者に対して速やかに別紙2の通知書を送付するものとする。なお、この場合において、当該期限が満了した者の居所が不明であるときは、当該通知書を公示するものとする。
- (2) 個人タクシー事業者が死亡した場合には、当該事業者（以下「死亡事業者」という。）の許可の効力は失われることとなるが、この場合においては、法第37条の事業の相続の認可申請がなされた場合を除き、死亡事業者の相続人又は同居人等が道路運送法施行規則第66条第1項第3号に基づく届出を行う必要がある。なお、死亡事業者が譲渡譲受認可申請中である場合には、当該譲渡譲受認可申請事案は却下処分となるが、死亡後60日以内に死亡事業者の相続人全員が当該譲渡譲受認可申請の継続に同意する旨の書面が提出された場合に限っては、事業の相続に係る手続を省略し当該譲渡譲受認可申請が継続しているものとみなすこととする。

また、死亡事業者の生前に譲渡譲受認可申請がなされず、死亡後60日以内に死亡事業者の相続人全員が譲渡譲受認可申請を行うことに同意する旨の書面とともに同申請が行われた場合には、事業の相続に係る手続を省略し、当該申請にかかる審査を行うこととする。

運転免許の取消処分に係る都道府県警察からの通知を受け、当該事業者を呼び出し、監査を実施し、当該運転免許の取消処分の原因となった行為等に関し、道路運送法令違反が認められた場合には、所要の行政処分手続を行うものとする。なお、当該事業者については、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可期限の更新等の取扱いについて（平成13年11月15日付け国自旅第107号）」記I. 2. (3)③に基づき、現に付されている期限の更新は行わない。

2. 上記1. のほか許可条件に違反した場合

- (1) 違反した許可条件が、「〇〇でなければならない」、「△△すること」等であって、「〇〇でなくなった（△△しなかった）場合には許可を取り消すものであること。」までの記述がなされていないものである場合には、別紙1により取り扱うものとする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、「一定の時期までに運輸開始（事業開始）をすること。」との条件に違反した場合には、法第16条第2項に基づく業務の確保命令を発動することとし、さらに特段の理由がないにもかかわらず当該命令に従わない場合には、法第40条第1号に該当するものとして、許可の取消処分の手続を行うものとする。

3. 許可に付した期限が満了した場合等

- (1) 法第86条第1項に基づき許可に付した期限について、その更新申請がなされずに当該期限が満了した場合（許可条件により当該期限の更新を行わないとされている場合及び上記1. (2)なお書きの場合を含む。）には、当該事業者の許可の効力が失われることとなるため、当該事業者に対して速やかに別紙2の通知書を送付するものとする。なお、この場合において、当該期限が満了した者の居所が不明であるときは、当該通知書を公示するものとする。
- (2) 個人タクシー事業者が死亡した場合には、当該事業者（以下「死亡事業者」という。）の許可の効力は失われることとなるが、この場合においては、法第37条の事業の相続の認可申請がなされた場合を除き、死亡事業者の相続人又は同居人等が道路運送法施行規則第66条第1項第3号に基づく届出を行う必要がある。なお、死亡事業者が譲渡譲受認可申請中である場合には、当該譲渡譲受認可申請事案は却下処分となるが、死亡後60日以内に死亡事業者の相続人全員が当該譲渡譲受認可申請の継続に同意する旨の書面が提出された場合に限っては、事業の相続に係る手続を省略し当該譲渡譲受認可申請が継続しているものとみなすこととする。

附則（令和元年7月26日国自旅第108号）
改正後の通達は、令和元年8月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

(別紙1)
許可条件に違反した場合の行政処分の取扱い

(「許可を取り消すものであること」又は「許可を取り消すことがあること」とされている条件違反を除く。)

個人タクシー事業者について、許可条件の違反(「許可を取り消すものであること」又は「許可を取り消すことがあること」とされている条件違反を除く。)が認められた場合の行政処分の取扱いは、下記のとおりとする。なお、新条件への変更手続が未了の事業者については、現に付されている許可条件について適用する。

記

- 違反した条件項目について、タクシー業務適正化特別措置法又は旅客自動車運送事業運輸規則に相当する規定がある次表の「条件違反を適用しない場合」欄については、当該相当する規定に違反した場合の「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第60号、国自旅第128号、国自整第54号。以下、「行政処分基準」という。)に定める処分日車数を適用する。
- 違反した条件項目が、上記1以外の場合には、次表の「条件違反を適用する場合」欄に掲げる処分日車数を適用する。なお、条件違反が複数ある場合においても処分日車数は合算しない。

許可条件項目	1 条件違反を適用しない場合		2 条件違反を適用する場合
	タク特法違反を適用(指定地のみ域)	運輸規則違反を適用	
使用する事業用自動車は1両であ	※	—	※

(別紙1)
許可条件に違反した場合の行政処分の取扱い

(「許可を取り消すものであること」又は「許可を取り消すことがあること」とされている条件違反を除く。)

個人タクシー事業者について、許可条件の違反(「許可を取り消すものであること」又は「許可を取り消すことがあること」とされている条件違反を除く。)が認められた場合の行政処分の取扱いは、下記のとおりとする。なお、新条件への変更手続が未了の事業者については、現に付されている許可条件について適用する。

記

- 違反した条件項目について、タクシー業務適正化特別措置法又は旅客自動車運送事業運輸規則に相当する規定がある次表の「条件違反を適用しない場合」欄については、当該相当する規定に違反した場合の行政処分基準に定める処分日車数を適用する。
- 違反した条件項目が、上記1以外の場合には、次表の「条件違反を適用する場合」欄に掲げる処分日車数を適用する。なお、条件違反が複数ある場合においても処分日車数は30日車とする。
- 条件の再違反(行政処分を受けた日から3年以内に同一の事項に違反した場合をいう。)については、次のとおりとする。また、再違反以上の累違反については、違反の態様に従い再違反場合における処分よりも重い処分を行うことができるものとする。

(1) 上記1. にあつては、行政処分基準に定める再違反に係る処分日車数を適用する。

(2) 上記2. にあつては、次表の「条件違反を適用する場合」欄に掲げる処分日車数の2倍を適用し、条件違反が複数ある場合においても処分日車数は60日車とする。

許可条件項目	1 条件違反を適用しない場合		2 条件違反を適用する場合
	タク特法違反を適用(指定地のみ域)	運輸規則違反を適用	
使用する事業用自動車は1両であ	60日車	—	30日車

り、他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならないこと。	(タク特法第3条)		(タク特法指定地域は適用しない)
患者輸送等の特殊な需要に特化した運送のみを行うものでないこと。	—	—	※
事業用自動車の両側面に見やすいように「個人タクシー」と表示すること。	—	—	※
月に2日以上 of 定期休日を定めること。	—	—	※
地方運輸局長等が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、別の事情がない限りこれに応じること。	—	—	※
営業中は運転日報を携行しこれに記入を行い、1年間は保存すること。	—	※ (運輸規則第25条)	—
氏名等の記載とともに写真を貼付した事業者乗務証を車内に掲示すること。	※ (タク特法第46条)	—	※ (タク特法指定地域は適用しない)
年齢が満65歳に達した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた適性診断を受診すること。	—	※ (運輸規則第38条)	—

※行政処分基準に定める処分日車数を適用する。

り、他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならないこと。	(タク特法第3条)		(タク特法指定地域は適用しない)
患者輸送等の特殊な需要に特化した運送のみを行うものでないこと。	—	—	30日車
事業用自動車の両側面に見やすいように「個人タクシー」と表示すること。	—	—	30日車
月に2日以上 of 定期休日を定めること。	—	—	30日車
地方運輸局長等が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、別の事情がない限りこれに応じること。	—	—	30日車
営業中は運転日報を携行しこれに記入を行い、1年間は保存すること。	—	※ (運輸規則第25条)	—
氏名等の記載とともに写真を貼付した事業者乗務証を車内に掲示すること。	40日車 (タク特法第46条)	—	30日車 (タク特法指定地域は適用しない)
年齢が満65歳に達した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた適性診断を受診すること。	—	10日車 (運輸規則第38条)	—
年齢が満65歳に達した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた適性診断を受診するとともに、公的医療機関等の医療提供施設において健康診断を毎年受診すること。	—	—	30日車

※違反の内容により、行政処分基準に定める処分日車数を適用する。

<p>(別紙2) 個人タクシー事業の許可の効力が失われたことに係る通知書</p> <p style="text-align: right;">○○○○殿</p> <p>貴殿に対する下記の一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可については、平成 <u>（令和）</u> 年 月 日をもって当該許可に付された期限が満了し、その効力が失われたので通知する。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 許可（認可）年月日 2. 許可（認可）番号 3. その他必要事項 <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局長（沖縄総合事務局長） ○○○○</p>	<p>(別紙2) 個人タクシー事業の許可の効力が失われたことに係る通知書</p> <p style="text-align: right;">○○○○殿</p> <p>貴殿に対する下記の一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可については、平成 年 月 日をもって当該許可に付された期限が満了し、その効力が失われたので通知する。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 許可（認可）年月日 2. 許可（認可）番号 3. その他必要事項 <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局長（沖縄総合事務局長） ○○○○</p>
--	--

個人タクシー事業の許可の効力が失われたことに係る通知書

○ ○ ○ ○ 殿

貴殿に対する下記の一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可については、平成 年 日をもって当該許可に付された期限が満了し、その効力が失われたので通知する。

記

1. 許可（認可）年月日
2. 許可（認可）番号
3. その他必要事項

平成 年 月 日

○○運輸局長（沖縄総合事務局長） ○ ○ ○ ○